



営規模が大きい3軒の農家だけである。これに対しても、一方、婦人の農業従事者をみると、30~60歳従事者は60才前後の婦人で、これは主として家事従事のかたわら農業に従事しているものであるが、その他の婦人は農業経営規模の大小にかかわらず、農業に従事しており、その年令構成をみると若壯年令層のしめる割合が高く、基幹的農業労働が婦人によってになわれていることを物語っている。(図1参照)。

さらに林業労働についてみると、地域の林野の殆んどが村外居住者の山林となっているため、1部の山林保有の大きい農家をのぞいては保有山林を持たなかつたり、持っていても僅少である。これら経営規模の小さい農家は男女ともその殆んどが育林賃労働に従事している。表1からもわかるように男子15名、女子8名となっており、特に婦人の育林賃労働者がかなりいることが注目される。とくに1町未満の農家の主婦は男子労働力を遠隔地に送り出し(トマリ山)生産性の低い農業経営を維持する一方、地域の育林労働の大半をなっている。その年令構成は20才代4名、30才代3名、40才代1名と若い労働力である。これは林業労働の重激性のためであろう。

つぎに婦人の意識調査を分析してみると、農業労働の種類については田植時の耕起、代かき作業をのぞき植付、収穫などのほとんどの作業に従事している。また農林業労働を通しての苦しい作業には下刈作業、坂道の運搬などがあげられており、下刈作業の苦しいことがわかる。しかし雇用機会の少ない山村ではこの下刈作業に従事せざるを得ないという状況である。また1日の農林業就業時間も農閑期で8~9時間、農繁期だと10~11時間位になり、依然として婦人の長労働時間がしいられている。そのほか婦人の立場から、農林業従事に伴う困難性については、過労で身体の故障が多いとか、子供の面倒が見れない、家事が十分出来ないなどの意見が出ている。またどういう理由から林業賃労働に出るようになったかについては、全部の人が農業収入や世帯主の林業賃労働だけでは生活が苦しいからといっている。

このように山村の婦人は生産性の低い耕地を保持しながら現金収入の場を求めており、世帯主の不安定な収入だけでは家計を支えるに十分でなく、その上働き手を失った山村の農家では婦人に対する労働力負担はますます大きくなり、その度合は経営規模の小さい農家ほどきびしいものがある。

このような山村の婦人労働は今後も経済的高度成長とともに盛んになると想われる所以、さらにこの問題について調査研究をすすめたい。

78. 企業的林業経営について

宮崎大学農学部 三善 正市 服部 智城

さきに全国にわたって企業的林業経営調査が50ha以上の林家を対象として実施され、その基礎的な資料が明かにされた。ここでは大規模私有林経営の問題点を究明するため、宮崎県のA氏の経営林について調査を行った。A氏山林は経営面積が469haであって、このうち人工林が290haを占め、5年後には425haに拡大する計画である。山林はすべて同町に散在しているが、団地(字)別では288haが1ヶ所あって比較的大きな山林であるが、他は小面積づつ散在している団地が多くて10~50haが5、1~10haが23、1ha以下が10である。これらの林地には0~1300mの範囲に県道、町道または林道が施設されて地利はおおむね有利であり、

地位級区分を行った結果では、地位のⅠ等地が23%、Ⅱ等地が64%、Ⅲ等地が13%である。森林の令級区分によれば人工林は最近林種転換を進めてきたため林令10年以下が76%の多きをしめ、林令11~20年が9%、林令21~30年が7%であるが、標準伐期令前後の林分も相当あって林令31~40年が2%、林令41~50年が5%、林令51年以上が1%を占め、不均衡ながらも保続の形をとつている。

この山林経営において経済的効果を増大するには、一般的には経営規模、技術の改善、設備の拡充が問題となるわけであるが、当面の問題としてA氏は現在の経営林で現行育林作業法によって人工林の生産力増大と

将来の保続的収益を向上せしめることを期待している。その具体的な方法としてはできるかぎり速かに収穫の保続をはかりうるように令級配分を整備することであり、さらに収穫期を如何にするかという問題になる。したがってここではA氏経営スギ人工林の保続形態が整備された場合、伐期令の変化による経済的効果の変動について検討してみた。

1. 伐期令を異にする単位面積当たりの収益

この地域の一般的時価を用いた計算因子によれば、地価は立地条件の上等地がha当り18万円、中等地が13万円、下等地が9万円であり、中等地のha当り地代は8450円(年)となる(年利は0.065とする)。管理費はA氏の昭和35~40年の実績によれば、大規模經營林は人工林の1ha当りは7,234円(年)となり、小規模經營林では1,848円となる。林種転換によるスギ林の造林費は林令15年までの合計が178千円で造林補助金を差引けばha当り前価合計は108千円となる。つぎにスギ林の収穫額はA氏山林の立木材積調査と令級別林分の材種区分調査により立木単価を算出

$$\left(X = f \left(\frac{A}{1 + n p + v} - B \right) \right) \text{して、木材引取税}$$

と森林組合歩合とを差引(5%)いて主伐収穫額および間伐収穫額(林令20年と30年に材積の15%、林令40年と50年に10%の間伐)を算出した。主間伐収穫額から地代と保護管理費と造林費を差引いたha当り純収入(後価計算)は次のようになつた。すなわち伐期令40~60年では大きな差はないが、林令30年は著しく劣る

林令(年)	1~30	1~40	1~50	1~60	備考
林木資産評価(千円)	10,644	20,131	35,721	61,195	各林令は1ha宛
△	150,825	213,993	303,629	433,261	全面積425ha

管理費は前述の実績による保護管理費のha当り7234円(年)を用い、造林費は現在補助造林によっているが、融資造林によることも考えられる。

伐期令(年)	60	50	40	30
造林費 補助造林	千円 1168	千円 1403	千円 1754	千円 2338
△ 融資造林	1841	2210	2764	3684
△ 造林助成 なし	1257	1509	1887	2516

すなわちA氏経営林の企業者利潤(絶対的経済効果)
 $G = Au + Da + \dots - C - uv - (uB + N) 0.0P$ を算出すれば次のようにして、伐林令40年と50年の場合が他より高い。なお林地林木は自己資本であるから収穫額から造林費と管理費のみを差引いたものは伐期令

伐期令	60年	50年	40年	30年
純収入	千円 2391	千円 2646	千円 2307	千円 1492
連年純収入	3.6	7.7	13.1	17.2
収率(%)	4.3	5.1	6.3	7.8

ことになる。またその収率

$$(P' = \frac{Au - C - uv}{uB + N}) 100$$

を計算すれば、伐期が長期になるにしたがい総資本(林地と林木)の価額が著しく増大し、伐期令30年では35百万円であるが、同60年は179百万円の多きに達するに対し、収穫額は伐期令30年では291万円で同60年は795万円となることから伐期令が高くなるほど収率は低くなる。

II A氏山林の伐期令の変化による収益

上述のようにA氏經營林でスギ人工林425haの令級配分が整備された場合の主伐(更新)面積は次のようになる。

伐期令(年)	60	50	40	30
主伐面積(ha)	7.08	8.50	10.63	14.17

収益計算の因子において林地と林木は自己資本であって、地価は土地台帳課税評価額を用うれば1ha当り42千円となり、林木蓄積価は農林省調査(昭和39年)の林木資産評価標準(宮崎県飼肥地方スギ林)によれば下表のようである。

伐期令(年)	60	50	40	30
(千円)	22,743	27,497	28,989	24,830

60年の場合が52,263千円、同50年では48,631千円、同40年では44,357千円、同30年では36,191千円となって伐期令が高くなるほど大きく、經營者の現実の純収入は高伐期の經營ほど高いこととなる。なお補助造林による場合のGは造林助成をうけないものに比べて0.4~0.7%増であり、融資造林によれば3.0~4.6%の減となる。さらにA氏經營林の資本の投資効率を
 $\alpha = \frac{\frac{f}{u} (r - k)}{v}$ によって算出すれば、伐期令60年の場合は4.4%、同50年では5.1%、同40年では6.3%、同30年では7.9%となり、前述の場合と同様に伐期令を低くした經營が高くなる。